

各指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

堺市障害施策推進課長  
小 須 田 教 一  
( 公 印 省 略 )

令和3年度報酬改定に伴う届出について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年厚生労働省告示87号の公布により、指定障害福祉サービス等の報酬に係る要件等について見直しが行われました。

つきましては、下記を御確認の上、必要に応じて届出を行ってください。

なお、下記に係る届出を行う際は、告示、関係通知等の要件をよく確認いただき、事業所において各加算等に係る要件を満たしていることを御確認の上、届出を行ってください。

記

1 届出の対象事業及び提出期限等について

2から4までに記載している全ての届出に係る提出期限等は、次のとおりです。

(1) 提出期限

**令和3年4月15日（木）※当日消印有効**

(2) 提出方法

**郵送（次ページの送付票を宛先として使用してください。）**

※申請書は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。万が一、送付された郵便物の到達を本市が確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出の受付ができない可能性があります。

(3) 2から4までに記載している届出に係る対象事業及び提出書類

別表「各届出事項に係る対象事業及び提出書類の一覧表」のとおり

2 基本報酬の見直しが行われた事業について

次の(1)～(6)の事業は、基本報酬の算定区分が変更となっているため、当該事業を実施している全ての事業所は、変更届を提出する必要があります。別表に掲げる書類を下記 URL からダウンロードし、必ず届出を行ってください。

(1) 就労移行支援

(2) 就労継続支援A型

(3) 就労継続支援B型

(4) 就労定着支援

(5) 地域移行支援

(6) 計画相談支援

※(1)～(6)の事業を実施している事業所については、全ての事業所が変更届を提出する必要があります。

堺市ウェブサイト「制度変更等のお知らせ」

([http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku\\_jigyousya/oshirase.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/oshirase.html))

3 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算及び要件について見直しが行われた加算について

次のア及びイに掲げる加算は、特例により令和3年4月中に届け出ることにより、令和3年4月1日サービス提供分から算定することが認められています。

下表【ア又はイに該当する加算一覧】に掲げる加算を令和3年4月1日から算定する事業所は、別表「各届出事項に係る対象事業及び提出書類の一覧表」に掲げる書類を下記 URL からダウンロードし、必要な届出を行ってください。

ア 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算
イ 令和3年度報酬改定により新設された加算及び算定要件について見直しが行われた加算

【ア又はイに該当する加算一覧】

事業の種類	前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算 及び算定要件について見直しが行われた加算
生活介護	常勤看護職員等配置加算、重度障害者支援加算、就労移行支援体制加算、人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援加算
短期入所	医療連携体制加算（IX）、日中活動支援加算
施設入所支援	重度障害者支援体制加算、口腔衛生管理体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練（機能訓練）	就労移行支援体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練（生活訓練）	就労移行支援体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
就労移行支援（一般型）	基本報酬、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、移行準備支援体制加算
就労継続支援A型	基本報酬、就労移行支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、重度者支援体制加算
就労継続支援B型	基本報酬、就労移行支援体制加算、福祉専門職員等配置加算、ピアサポート実施加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、重度者支援体制加算
就労定着支援	基本報酬、就労定着実績体制加算
自立生活援助	ピアサポート体制加算、居住支援連携体制加算
共同生活援助	重度障害者支援加算、夜間支援等体制加算、医療連携体制加算（VII）、強度行動障害者体験利用加算、医療的ケア対応支援加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

地域移行支援	基本報酬、ピアサポート体制加算、居住支援連携体制加算
地域定着支援	ピアサポート体制加算、居住支援連携体制加算
計画相談支援	基本報酬、主任相談支援専門員配置加算、ピアサポート体制加算

堺市ウェブサイト「制度変更等のお知らせ」

([http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku\\_jigyousya/oshirase.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/oshirase.html))

※上の表に記載のない加算は、要件の見直しがなされていないため、今回の届出による変更はできません。記載のない加算を新たに算定する又は算定区分を変更する場合は、算定開始日の前月の15日までに届出が必要となります（例：令和3年4月15日までに届出を行った場合、令和3年5月1日サービス分から算定可能。）。

※上の表に記載する加算を算定しない事業所（「2 基本報酬の見直しが行われた事業について」のうち、(1)～(6)の事業を実施している事業所を除きます。）は、3の届出を行う必要はありません。

※届け出る介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表については、算定する加算区分等に変更がない加算も含めた、全ての加算について、必ず「あり」又は「なし」のどちらかを選択してください。万が一、記載漏れがあった場合は、当該加算について、全て「なし」を選択したものととして処理しますので、御注意ください。

※届出を行った加算等の区分と請求における加算等の区分とが一致しない場合は、給付費の支払いが正常に行われなないことがありますので、届出内容を十分確認してください。

#### 4 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書について

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算を令和3年4月又は5月から算定しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、令和3年4月15日（木）まで延長されました。

つきましては、当該加算を算定しようとする事業所は、下記 URL のウェブサイト上に記載している各提出書類をダウンロードし、提出してください。

※当該加算を算定しない事業所は、4の届出をする必要はありません。

堺市ウェブサイト「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について」

([http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku\\_jigyousya/syogukaizen.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/syogukaizen.html))

#### 5 令和3年度報酬改定による制度の変更点について

令和3年度の報酬改定により、制度が改正されています。

つきましては、堺市ウェブサイトの「制度変更等のお知らせ」のページ（次の URL 参照）に、令和 3 年 4 月 1 日から施行される省令等に係る資料を掲載していますので、十分確認いただいた上で、事業運営を行ってください。

堺市ウェブサイト「制度変更等のお知らせ」

([http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku\\_jigyousya/oshirase.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/oshirase.html))

## 6 届出様式の変更について

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 108 号）の一部改正により、次の様式の変更等を行っています。

堺市ウェブサイトの各ページに、改正後の様式を掲載していますので、令和 3 年 4 月 1 日以降に行う申請及び届出の際には、当該様式をダウンロードし、手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

### 【今回変更等を行った様式】

- ・様式第 21 号 指定申請書
- ・様式第 21 号の 2 変更申請書
- ・様式第 21 号の 3 変更届出書
- ・様式第 21 号の 4 廃止・休止・再開届出書
- ・様式第 21 号の 5 指定辞退届出書
- ・様式第 21 号の 6 指定更新申請書

### 【令和 3 年 4 月 1 日以後の問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
健康福祉局 障害福祉部  
障害福祉サービス課 事業者係  
電 話 072-228-7510  
ファックス 072-228-8918  
E-mail jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

### （令和 3 年 3 月 31 日以前に問合せ先）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
健康福祉局 障害福祉部  
障害施策推進課 事業者係  
電 話 072-228-7818  
ファックス 072-228-8918  
E-mail jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

※誤送付防止のため、次の送付票を点線で切り取った上で、送付する封筒に宛先として貼付し、送付してください。

### 【送付票】

〒 590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係

4 月 15 日締切各種届出書 B 在中